



各 位

平成 21 年 10 月 26 日  
株式会社 LDH

### 一般投資家訴訟の原告 8 名との追加和解に関するお知らせ

株式会社 LDH（本社：港区赤坂、代表取締役社長：石坂弘紀 以下「当社」）が、個人 406 名・法人 4 社の計 410 名の一般投資家（以下「原告ら」）より提起されていた損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」）について、本日付けで新たに、当社と原告らのうち 8 名（個人）との間で本件訴訟を和解で解決する合意が成立いたしました。本件訴訟については、既にお知らせしておりますように、本年 7 月 23 日付けで、原告らのうち 9 割を超える 381 名との間で和解が成立しており、今回の原告 8 名との和解合意成立により、合計 389 名との訴訟が解決したこととなります。なお残念ながら、今回も合意が成立しなかった残り 13 名（他 8 名の請求については第一審判決で全部棄却）の原告らとは控訴審において係争していく所存です。

この合意により、当社は原告らのうち 8 名に対し、総額金 1262 万円（1 株当たり損害額 200 円）の和解金を支払い、双方が控訴を取り下げる形で両者間の一切の紛争が解決する運びとなります。

#### 記

#### 1. 訴訟の提起から本件訴訟の解決に至るまでの経緯

当社および当社子会社の株式を取得した原告ら 410 名は、当社の有価証券報告書の虚偽記載等により損害を被ったとして、旧証券取引法第 21 条の 2 および会社法第 350 条等に基づき、当社および旧経営陣らに対して、請求総額 約 44 億 3 千万円の損害賠償およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める本件訴訟を、平成 18 年 4 月 26 日から平成 20 年 1 月 15 日に渡って東京地方裁判所に提起し、同裁判所において係争しておりました。

本件訴訟については、同裁判所より、平成 21 年 7 月 9 日付けで、当社および旧経営陣らに対して、総額金 14 億 6617 万 1111 円（1 株当たり損害額 200 円）ならびにこれに対する遅延損害金の支払いを命じる第一審判決の言い渡しがありました。

その後、当社と原告らとの協議の結果、本年 7 月 23 日付けで、原告 381 名との間で、1 株当たりの損害額 200 円をベースとする和解が成立しておりましたが、再度協議の結果、本日付けで新たに 8 名の原告とも、同条件での和解合意が成立したものです。

当社としては、これまでの和解事例と同様に、このまま訴訟が継続した場合の訴訟費用の負担や

訴訟結果の不確実性等を総合的に考慮した結果、現時点においては1株当たりの損害額200円をベースとする和解が早期解決を図る上での最良の選択であると判断いたしました。

## 2. 和解の概要

当社は、本件訴訟の残り原告ら21名（他8名の請求については第一審判決で全部棄却）のうち8名に対し総額金1262万円（1株当たり損害額200円）の和解金を支払う。

## 3. 今後について

今回、当社が10月19日付けでお知らせいたしました、一般投資家訴訟最大規模の原告1627名との和解合意成立に引き続き、本件訴訟においても、一旦和解案を拒絶していた原告ら8名との間で、再度和解が成立したことになります。当社では、こうした一連の和解成立の機運により、残りの一般・機関投資家訴訟に関しても、早期解決の可能性が高まることを期待しています。従って、これら係争中の訴訟については、今後とも法廷の場において当社の主張を訴えてまいります。今後も適宜、合理的な内容での和解による解決を模索していく所存です。

以上